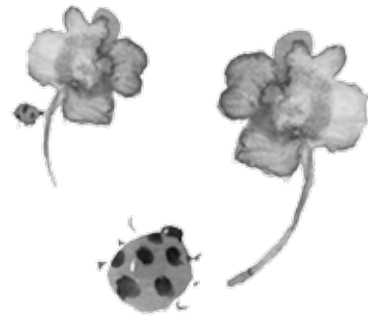


連載

# 一人権だより

vol.06



## 【市民講座のご案内】

### 福

岡県では、7月を「福岡県同和問題啓発強調月間」として様々な取組を行っています。本町においても、7月を「桂川町人権・同和問題啓発強調月間」と定めて、各種の啓発行事を毎年実施しています。

7月の主な取組としては、町内5ヶ所での街頭啓発と市民講座の二つがあります。特に市民講座につきましては、幅広い視点に立った人権・同和問題に関する講演を毎年開催しています。

今年の市民講座の講師は、河野義行さん。演題は「サリン事件冤罪の構造」についてです。

河野さんは1994年6月に発生した「松本サリン事件」において、第1通報者でありながらマスコミ等から容疑者扱いをされた苦い体験の持ち主です。その後、1995年に「地

下鉄サリン事件」が発生し、オウム真理教による事件関与が明らかになり、無実が証明されました。

『冤罪は他人事と思っていたが、まさか自分が巻き込まれるとは夢にも思わなかった』などをテーマに、犯罪被害者の支援や人権、家族、介護などの視点から講演が行われます。

開催日時など詳しくは、チラシをご覧ください。皆さんのご参加をお待ちしています。

## 【人権出前講座】

桂川町人権センター（旧桂川町隣保館）では、人権出前講座の受付を随時行っています。できるだけ希望に沿った人権講座をお届けすることで、多様な人権課題に対し、より効果的な啓発ができればと考えています。ぜひ、ご活用ください。

【問合せ先】 千8200-06006

嘉穂郡桂川町大字土居360番地 桂川町人権センター内  
隣保・人権同和教育係（☎65・1187）

## 子どもの人権 110 番強化週間

### 6月27日～7月3日

福岡法務局と福岡県人権擁護委員連合会では、6月27日から7月3日までの一週間を子どもの人権110番強化週間として、「いじめ」や体罰、不登校や虐待など、子どもに関する人権問題のご相談を受け付ける相談電話を設置します。

相談時間 6月27日～7月1日

8時30分～19時

7月2日・3日 10時～17時

電話番号 0120・0007・110

※IP電話をご利用される方は、

☎092・852・4536へおかけください。

法務局職員と人権擁護委員が無料で相談に応じます。秘密は固く守られますので、一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

子ども110番では、強化月間以外でも、子どもに関するご相談を、土日祝日を除く毎日8時30分から17時15分まで（時間外、土日祝日は、留守番電話対応）受け付けています。

### 問合せ先

福岡法務局飯塚支局内 飯塚人権擁護委員協議会 ☎22・1580